平成２０年（フ）第４８５３号
大阪府東大阪市瓢箪山町11―４、住民票上の住所大阪府東大阪市箱殿町10番14号
破産者　山口八重子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５８７９号
大阪府枚方市東中振１丁目63番８号
破産者　平林　孝一
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５８８８号
大阪府八尾市萱振町６丁目55番地
破産者　岩井　宏彰
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７５４３号
大阪市北区池田町１番２―145号
破産者　石井　　哉
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９４５号
大阪府吹田市佐井寺１―１―23アバンダンテ303、住民票上の住所大阪府吹田市藤が丘町19番22号
破産者　山本　隆靖
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８４９８号
大阪市住之江区西住之江１丁目10―10―602　コスモスハイム住之江、開始決定時の住所大阪市住之江区住之江２丁目11番７号
破産者　松下　清治
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９６４９号
兵庫県芦屋市業平町５番９号
破産者　大越　　寛
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９６９０号
大阪府枚方市津田元町１丁目20番２―102号
破産者　北村　悦子
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１号
大阪府守口市八雲中町３丁目13番36―1301号、前住所大阪市浪速区湊町１丁目２番17―912号
破産者　水嶋　義得
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４７号
大阪市中央区谷町７丁目１番４号
破産者　中村　一郎
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４６５号
大阪府四條畷市雁屋西町４番21号
破産者　早野　孝博
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８７８号
大阪市生野区生野西４丁目８番22号、開始決定時の住所大阪市生野区生野西３丁目７番22号ハイツノア３―Ｃ
破産者　加藤　　進
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０４６号
大阪府吹田市五月が丘東10番15―105号
破産者　松本　滿江
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５２号
堺市南区原山台３丁１番11―306号
破産者　永澤　春志
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１５５５号
堺市東区日置荘原寺町478番地３
破産者　幸田商会こと　幸田　忠憲
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第１０３号
島根県出雲市今市町北本町２丁目４番地14
破産者　つのもり呉服店こと　角森　正春
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第８８号
島根県出雲市大津町2105番地　石田借家東棟、破産手続開始決定時の住所島根県出雲市塩冶有原町３丁目18番地
破産者　武永　伸一
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部